

「社会の公器」としての労働組合 ～くらしの安全、社会的公正を目指して

ゲストスピーカー JP労組中央執行委員長 山口 義和

1 私と労働組合との出会い

(1) 昭和46年 大阪中央郵便局に入局

(2) 全通・全郵政の出会いと闘い

総評・同盟・新産別・中立労連――4つのナショナルセンター――連合に歴史

2 労働組合とは

(1) 憲法第28条

「勤労者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」

この条文により労働三権(団結権・団体交渉権・争議権)が保障されている。

憲法による労働三権の保障を具現化した法律が「労働組合法」

労働三権は、団体交渉を行う上で、労働者が使用者と対等な立場に立つことを実現すること。その団体交渉を有利に展開するための手段とすること。

(2) 労働者の置かれている状況

労働者を保護することを目的に、労働基準法を中心とする労働法が定められている。これは、労働者が一人一人ではその弱い立場を克服出来ないことから。

――この状況を補っているのが「労働組合法」

① 労働組合法第1条第一項

- ・ 労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより、労働者の地位を向上させること
- ・ 労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出すること
- ・ その他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること
- ・ ならびに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすることおよびその手続きを助成すること

- ② 労働組合法は、上記の目的を達成するために、つぎの規定を設けている。
- ・ 労働組合の正当な行為について民事上、刑事上の免責があることを明らかにし、労働組合に対する支配介入その他の使用者の特定の行為を不当労働行為として禁止し、その特殊な救済手続きを設定して一定の効力を認めるなど。

③ 労働協約

就業規則に定められた労働条件は、会社が会社の立場で一方向的に決めたもの。そこで、労働者は労働組合をつくり団結の力を背景に、よりよい労働条件にするために会社と話し合う。

この話し合いが「団体交渉」であり、団体交渉の結果まとまった文書を「労働協約」という。

就業規則はこうして出来た労働協約に反することはできない。

―――労働基準法第92条第1項

(3) 労働組合に「入っている人」と「入っていない人」の権利の違い

【労働組合に入っている人】

- ・ 労働組合法の保護の下に「労働三権」を認められている。
- ・ 会社から組合員が不当な扱いを受けた場合は、「不当労働行為」となり、労働組合法で守られている。
- ・ 労働委員会へ「解雇」など労働争議に関する申し立てをすることが出来る。

【労働組合に入っていない人】

- ・ 個人、個人、勝手バラバラに、「労働三権」を主張しても法的には認められない。
(労働組合法の対象外)
- ・ 会社から個人が不当な扱いを受けた場合、会社に話し合いを求めても、拒否されればどうすることもできない。
- ・ 「解雇」など働く上で「あなたが不利益を被った場合」その問題を個人で会社と争う時には「民事訴訟」の扱いになる。

3 労働組合の任務と役割

組合員の雇用を守り、労働条件の維持・向上を図る。

また、労働者の社会的・経済的地位の向上による人間性の高揚を目的とする。

(1) J P労組のシンボルフレーズ

友愛・創造・貢献

(2) J P労組の綱領

① 日本郵政グループ労働組合は、すべての郵政関連企業において、自由にして民主的な労働運動を指標とし行動する労働者の結集体である。

② 私たちは、人間の尊厳と社会正義を基調に、左右の全体主義を排除し、自由にして民主的な労働組合の発展をめざして行動する。

- ③ 私たちは、公正・透明な組合民主主義に徹し、労働者の団結と組織の一体性を守るため、いかなる外部からの支配・介入を許さない。
- ④ 私たちは、働く者の社会的、経済的地位の向上をはかり、組合員の雇用の安定と労働諸条件の改善に向け、合法的な手段をもって運動を推進する。
- ⑤ 私たちは、労使の信頼関係に立脚し、日本郵政グループの健全な成長発展が雇用の安定と労働諸条件の向上につながることを前提に、産業民主主義の原則に立って生産性運動を推進する。
- ⑥ 私たちは、組織の健全な発展に向け、組合員相互の信頼と協力によって団結を強め、国内外の労働者組織との連帯によって世界の恒久的平和のために努力する。

(3) J P労組の組織機構

- (4) 支部の活動―――組合員のため
- (5) 地本の活動―――事業のため
- (6) 中央本部の運動―――社会のため

4 人間関係

5 郵政民営化・分社化

- (1) イギリスの金融ビッグバン
- (2) 97闘争
- (3) 郵政事業に関する労組政策協議会の立ち上げ
- (4) 「郵便局ファンの会」立ち上げ

【問題点】

【具体的運動】

- (5) 参議院の附帯決議

6 JPU・全郵政の組織統合

2008年度連合寄付講座
「働くということー現代の労働組合」
2008年5月16日 16:45～18:15

(1) 組織統合のメリット

(2) 組織統合のデメリット

7 福祉型労働運動

ボランティア運動貯金(仮称)

8 最後に